

平成 27 年度税制改正大綱の主な改正点

平成 26 年 12 月 30 日に与党より、平成 27 年度税制改正大綱が公表されました。本ニュースレターでは特に個人富裕層、中小企業オーナー及び中小企業に関する主な改正点を中心にご紹介いたします。

なお、税制改正の詳細は改正法案等の公表を待たなければならず、今後の国会審議等により内容に変更が生じる可能性があります。また、本文右側に記載した解説は現時点で公表されている資料に基づき筆者が作成したものであり、今後提出される法案等の内容により異なる取り扱いになる可能性があります。

<目次>

- I. 相続税・贈与税・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - 1. 住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の延長
 - 2. 結婚・子育て資金の贈与税非課税措置の創設
 - 3. 教育資金に係る贈与税の非課税措置の延長
 - 4. 事業承継税制の見直し
 - 5. 保険契約の異動に関する調書の創設

- II. 法人税・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 1. 実効税率の引き下げ
 - 2. 受取配当等の益金不算入制度の見直し
 - 3. 欠損金の繰越控除制度の見直し
 - 4. 所得拡大促進税制の見直し

- III. 所得税・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - 1. ジュニア N I S A の創設
 - 2. N I S A 投資限度額の引上げ
 - 3. 出国時譲渡所得課税の特例の創設
 - 4. 長期所有資産の買換え特例の延長

- IV. その他の税目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - 1. 消費税率 10%への引上げ時期の変更等
 - 2. ふるさと納税の拡充
 - 3. 財産債務明細書の見直し
 - 4. マイナンバーの税務調査における効率的な利用
 - 5. 外形標準課税の拡大等

I. 相続税・贈与税

1. 住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置の延長

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の通り非課税枠を変更した上、その期限を延長する。

(1) 消費税率 8%の場合等

住宅取得等の 契約締結期間	耐震・エコ住宅等	一般住宅
27 年 1 月～12 月	1,500 万円	1,000 万円
28 年 1 月～29 年 9 月	1,200 万円	700 万円
29 年 10 月～30 年 9 月	1,000 万円	500 万円
30 年 10 月～31 年 6 月	800 万円	300 万円

(2) 消費税率 10%の場合

住宅取得等の 契約締結期間	耐震・エコ住宅等	一般住宅
28 年 10 月～29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円
29 年 10 月～30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円
30 年 10 月～31 年 6 月	1,200 万円	700 万円

2. 結婚・子育て資金の贈与税非課税措置の創設

結婚・子育て資金の支払にあてるために、直系尊属が金銭等を抛出し、金融機関に信託等をした場合には、受贈者一人につき 1,000 万円（結婚費用は 300 万円を限度）までの金額は、平成 27 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日までの間に抛出されるものに限り、贈与税を非課税とする。

(1) 結婚・子育て資金の内容

- 結婚に際して支出する婚礼費用（披露宴を含む）、住居、引越しに要する費用のうち一定のもの
- 妊娠、出産に要する費用、子の医療費及び保育料のうち一定のもの

(2) 資金管理契約の終了

次の事由に該当した場合には、結婚・子育て資金管理契約は終了する。

- 受贈者が 50 歳に達した場合
- 受贈者が死亡した場合
- 信託財産等の価額がゼロとなり、終了の合意があったとき

(3) 残額の取扱い

資金管理契約が終了した場合において、結婚・子育て資金に支出していない残額があるときは、契約終了日に当該残額に贈与税を課税する。ただし、受贈者の死亡により契約が終了した場合は、贈与税を課税しない。

(4) 契約期間中に贈与者が死亡した場合

資金管理契約の終了日までに贈与者が死亡した場合には、結婚・子育て資金に支出していない残額は、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与者の相続に係る相続税の課税価格に加算する。この場合において、当該残額に対応する相続税額については、相続税の 2 割加算の対象としない。

解説／実務への影響度(3段階)

【減税】★★

平成 26 年末が適用期限でしたが、足元の住宅市場を活性化させるため、非課税枠を拡大の上、延長します。

消費税率 10%への引上げに伴う経過措置が終了する 28 年 9 月末にかけての駆け込み増、10 月以降の反動減が想定されることから、需要喚起のため 28 年 10 月～29 年 9 月は最大 3,000 万円の非課税枠を設けます。

(消費税率の引上げ時期等は P6 を参照)

【減税】★★★

若年層の結婚・出産・育児を支援するため、祖父母・両親から一括して資金を贈与した場合の贈与税非課税措置が創設されます。

結婚・子育て資金は、結婚披露宴、住宅費（家賃・礼金等）、医療費、保育費など多様な用途が考えられます。

教育資金とは異なり、結婚・子育て資金の一括贈与は相続財産の前渡しとしての性格が強く、相続直前の駆け込み贈与などの相続税回避を助長する面もあることから、相続税回避を防ぐための仕組みが設けられています。

具体的には、贈与者が死亡した時点で、結婚・子育て資金として支出していない金額を、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算し、相続税を課税します（ただし、2 割加算なし）。

教育資金と比較すると、対象となる用途への支出が不確実であるため、いくら抛出するかが悩ましいですが、仮に使い切るまでに贈与者が死亡したとしても 2 割加算の対象外ですので、ある程度の金融資産を保有している方であれば孫への結婚・子育て資金の一括贈与は積極的に行って良いと考えます。

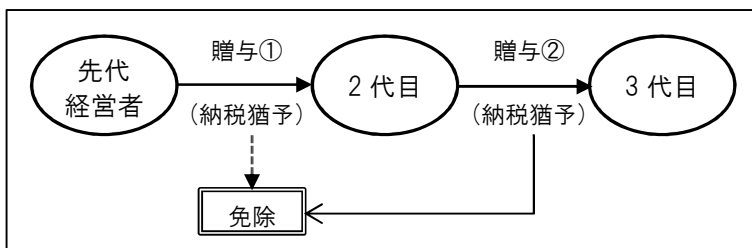
3. 教育資金に係る贈与税の非課税措置の延長

直系尊属からの教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を平成 31 年 3 月 31 日まで延長する。

- 対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える
- 領収書等に記載された支払金額が 1 万円以下で、かつ、年間支払金額が 24 万円に達するまでのものについては、領収書等に代えて、支払金額等の明細を記載した書類を金融機関に提出することができることとする（28 年 1 月 1 日以後に提出する書類から適用）

4. 事業承継税制の見直し

経営贈与承継期間（贈与税申告期限から 5 年間）経過後に、経営承継受贈者が後継者へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額を免除する。



5. 保険契約の異動に関する調書の創設

保険会社等は、生命保険契約等について死亡による契約者変更があった場合には、死亡による契約者変更情報及び解約返戻金等を記載した調書を、税務署長に提出しなければならないこととする。

II. 法人税

1. 実効税率の引き下げ

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税の税率を 23.9%（現行 25.5%）に引き下げる。事業税等の改正とあわせて、法人実効税率が次のとおり引き下げられる。

- 資本金 1 億円超の法人等

事業年度	現行	平 27 年度	平 28 年度
実効税率	34.62%	32.11%	31.33%
引下げ幅	—	△2.51%	△3.29%

※標準税率で計算

- 中小法人（資本金 1 億円以下の法人）

事業年度	現行	平 27 年度
実効税率	36.05%	34.33%
引下げ幅	—	△1.72%

※課税所得 800 万円超の税率

【減税】★★★

平成 27 年 12 月末までであった適用期限を 3 年 3 ヶ月延長します。

教育資金の範囲を広げるとともに、少額の教育資金について払出し時の領収書等の提出を省略できる措置を設けます。

【減税】★

贈与により事業承継税制の適用を受けた後、先代経営者の存命中に 2 代目から 3 代目に引き継ぐ場合には、現行制度では猶予されていた贈与税の納税義務が 2 代目に生じるため、3 代目に承継することが難しく、早い段階での代替わりの阻害要因となっていました。

贈与税の納税猶予を受けている 2 代目が先代経営者の存命中に、3 代目に再贈与を行う場合に贈与税の納税義務が生じないように制度を見直します。

なお、先代経営者が死亡したときの相続税の計算方法等については、大綱では明らかになっていません。

【一】★

契約者・保険料負担者＝被相続人、被保険者＝相続人等とする保険契約について、相続税の申告漏れを防ぐために、保険会社から税務署に解約返戻金等を記載した調書が提出されることとなります。

相続人に解約返戻金等を記載した書面が自動的に送付されるのかは不明ですが、税務当局は相続税の課税対象となる契約を確実に把握しますので、申告漏れがないよう注意が必要です。

【減税】★★★★

平成 27 年税制改正の目玉の一つです。資本金 1 億円超の大法人については 2 段階に渡り実効税率が引き下げられます。

中小法人は、事業税等の税率が変更されないため、1 段階の引き下げに留まります。

なお、中小法人に対する 800 万円以下の所得に対する軽減税率は、適用期限を 2 年間延長します。

【増税】★★★★

2. 受取配当等の益金不算入制度の見直し

- 益金不算入割合を次のとおり変更する。

現行		改正案	
持株比率	不算入割合	持株比率	不算入割合
100%	100%	100%	100%
25%以上	100%	1/3 超	100%
		5%超 1/3 以下	50%※
25%未満	50%	5%以下	20%※

※ 「5%超 1/3 以下」及び「5%以下」の区分については、負債利子の控除計算を行わない

- 証券投資信託の収益分配金については、その全額を益金算入（現行、収益分配金の 1/2 又は 1/4 が益金不算入の対象）とする。
- ETF 等の収益分配金については、益金不算入割合を 20%とする。

3. 欠損金の繰越控除制度の見直し

- 資本金 1 億円超の法人等の繰越欠損金の控除限度額を次のとおり段階的に引き下げる（現行 80%）

事業年度	H27.4.1～H29.3.31	H29.4.1 以後開始
控除限度額 ※	65%	50%

※繰越控除前の所得金額に乗ずる割合

- 繰越欠損金の繰越期間を 10 年（現行 9 年）に延長する。
- 設立 7 年以内の未上場法人は、控除限度額を所得金額とする。

4. 所得拡大促進税制の見直し

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度における、給与増加割合の要件を次のとおり緩和する。

- 中小企業者等（資本金 1 億円以下の法人等）
平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する適用年度において、基準年度（平成 24 年度）と比較して 3%以上（現行 5%以上）の増加とする
- 中小企業者等以外の法人
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する適用年度について、基準年度と比較して 4%以上（現行 5%以上）の増加とする

法人実効税率の引き下げの代替財源として、受取配当金に対する課税が強化されます。この改正は、中小法人にも影響があります。

受取配当金に対する税負担が増加する持株比率は、25%以上 1/3 以下と 5%以下の場合です。ただし、負債利子控除計算については、益金不算入額が大きくなる（納税者有利）の改正です。

グループ法人や上場会社オーナーの上場株式を保有する資産管理会社等で、持株比率の見直しが必要となるケースが出てくると考えられます。

【増税】★

繰越期間の延長に伴い、帳簿の保存期間も欠損が生じている事業年度については 10 年となります。

中小法人は改正の対象外です。

【減税】★

平成 25 年度改正で創設された制度で、使用人に対する給与等を増加させた場合、増加額の 10%を税額控除するものです。

この制度の適用要件の一つである給与増加割合について、要件を緩和します。

Ⅲ. 所得税

1. ジュニア NISA の創設

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を創設する。

項目	内容
利用対象者	0 歳～19 歳の居住者等
投資期間	平成 28 年から平成 35 年まで
投資上限額	(年間) 80 万円
非課税期間	投資年から最長 5 年間
非課税対象投資	既存の NISA と同じ
払出し制限	18 歳まで払出し制限を課す※

※災害等のやむを得ない場合には、非課税での払出しを可能とし、それ以外で払出した場合は、過去の利益に対して課税する

2. NISA 投資限度額の引上げ

平成 28 年以降について、年間投資上限額を 120 万円（現行 100 万円）に引上げる。

3. 出国時譲渡所得課税の特例の創設

(1) 制度の概要

国外転出する居住者が、有価証券等（未決済デリバティブ取引等を含む）有する場合には、出国時にこれらを譲渡したものとみなして譲渡所得等の金額を計算する。なお、平成 27 年 7 月 1 日以後に国外転出する場合又は同日以後の贈与、相続若しくは遺贈について適用する。

(2) 対象者

次の 2 つの要件を満たす居住者について適用する。

- ① 国外転出時に有する有価証券等の時価の合計額が 1 億円以上である者
- ② 国外転出の前日 10 年以内に、国内に住所等を有していた期間の合計が 5 年超である者

(3) 納税猶予

本制度の適用を受けた者は、確定申告書に記載することにより国外転出日から 5 年間（申請により最長 10 年間）、納税を猶予することができる。

(4) 国外転出後一定期間内に帰国した場合

本制度の適用を受けた者が、国外転出日から 5 年以内（納税猶予の延長申請をしている場合には最長 10 年以内）に帰国した場合において、国外転出時に有していた有価証券等で引き続き有していたものについては、本制度による課税を取消することができる。

(5) 贈与、相続等により非居住者に有価証券等が移転する場合

上記(2)の要件を満たす者が有する有価証券等が、贈与、相続等により非居住者に移転した場合には、その贈与又は相続等の時に、その時の時価により譲渡があったものとみなして、譲渡所得等の金額を計算する。

【減税】★★★

平成 28 年から未成年者用の NISA が新たにスタートします。

基本的な仕組みは既存の NISA と同様ですが、ジュニア NISA は原則として、親権者等が未成年者のために代理で運用を行います。

既存の NISA と大きくことなる点は、一定の場合を除いて、利用者が 18 歳になるまで口座からの払出しが不可となっていることです。

【減税】★

毎年の投資上限額を、毎月の定額積立投資に適した金額（毎月 10 万円×12 ヶ月）に引上げます。

【増税】★★

株式等のキャピタルゲイン課税が非課税とされる国に移住することによる譲渡所得課税回避を防止するための措置です。

一定の出国者に対し、未実現の含み損益を出国時に実現したものと課税所得を計算するものです。

担保提供と納税管理人の届出を要件に、納税猶予を受けることができ、出国期間中に有価証券等を売却せずに、5 年（延長申請した場合は 10 年）以内に帰国すれば、猶予税額は免除されます。

本制度の対象となる者は、出国時に準確定申告を行うか、または、納税管理人の届出を行った上、翌年に確定申告を行うかのいずれかの申告方法を選択します。

本人が出国する場合だけでなく、贈与・相続により有価証券等の所有者が国外に移転する場合もみなし譲渡課税の対象となります。

4. 長期所有資産の買換え特例の延長

10 年超所有の特定資産の買換え特例について、買換え資産から機械装置及びコンテナ用の貨車を除外する等の見直しを行った上、その適用期限を 2 年 3 ヶ月（平成 29 年 3 月末まで）延長する。
（法人税についても同様とする）

【減税】★★

26 年 12 月末で期限切れとなっていた 10 年超所有資産の買換え特例が無事、延長されました。

IV. その他

1. 消費税率 10%への引上げ時期の変更等

消費税率 10%への引上げの施行日を平成 29 年 4 月 1 日とする。なお、10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成 28 年 10 月 1 日とする。

【一】★★

景気判断条項が削除されています。

2. ふるさと納税の拡充

個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る税額控除（ふるさと納税）について、次の措置を講ずる。

- 平成 28 年分以後の特例控除額の限度額を、個人住民税所得割額の 20%（現行 10%）に上げる。
- 確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を簡素な手続きで行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する（平成 27 年 4 月 1 日以後の寄付から）。
- 都道府県又は市区町村が制度趣旨を踏まえ、ふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう要請する。

【一】★★

ふるさと納税の控除限度額が拡充されることにより、自己負担 2,000 円で寄附できる上限金額が増加します。

返礼品（特産品）の送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を地方公共団体に要請することから、今後、返礼品のグレード等に影響が出る可能性があります。

<計算例>

年収 700 万円の給与所得者が 2,000 円負担で寄附できる上限額
（現行）7 万円 → （改正後）13 万 9,000 円

3. 財産債務明細書の見直し

一定の者に対し、所得税確定申告時に提出が義務付けられている財産債務明細書について、次の見直しを行い、新たに財産債務調書として整備する。なお、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出すべき財産債務調書について適用する。

(1) 提出基準の見直し

現行の提出基準（所得金額 2,000 万円超）に加え、以下の基準を追加する。

- ① 12 月末において有する財産の価額の合計額が 3 億円以上であること、または、
- ② 同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が 1 億円以上であること

(2) 記載事項の見直し

現行の記載事項（財産の種類、数量及び価額）のほか、財産の所在、有価証券の銘柄等の事項の記載を要することとする。なお、財産の評価については、原則として「時価」とする。ただし、「見積価額」とすることもできることとする。また、有価証券等については、取得価額の記載も要することとする。

(3) 過少申告加算税等の特例

財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置を講ずる。

【一】★

出国時譲渡所得課税の特例の導入にあわせて、現行の財産債務明細書について、所得税・相続税の申告の適正性を確保するため、記載内容を充実させる見直し等を行います。

提出基準そのものは緩和されており、所得金額が 2,000 万円超であっても、総資産 3 億円未満かつ有価証券等 1 億円未満であれば提出義務はありません。

記載事項については、国外財産調書と同様の記載内容が求められることとなります。

現行は、加算税の加減算措置がありませんが、財産債務調書の提出の有無で加算税を加減算するインセンティブ措置を導入します。所得税又は相続税の申告漏れが生じた場合、財産債務調書の提出があれば、過少申告加算税等を 5%軽減し、提出なし（記載漏れを含む）のときは、過少申告加算税等を 5%加重します。

4. マイナンバーの税務調査における効率的な利用

マイナンバーが付された預貯金情報を税務調査において効率的に利用できるようにする観点から、銀行等に対しマイナンバーによって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課することとする。

5. 外形標準課税の拡大等

(1) 法人事業税率の改正

資本金 1 億円超の普通法人の事業税の標準税率を次のとおりとし、それぞれ平成 27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度及び平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

区分	現行	改正案		
		27 年度	28 年度～	
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%	
資本割	0.2%	0.3%	0.4%	
所得割	年 400 万円以下の所得	3.8%	3.1%	2.5%
	年 400 万円超 800 万円以下	5.5%	4.6%	3.7%
	年 800 万円超	7.2%	6.0%	4.8%

(注 1) 付加価値割における所得拡大促進税制を導入する

(注 2) 事業税率の改正に伴う負担変動の軽減措置を設ける

(注 3) 所得割の税率には地方法人特別税を含む

(2) 法人住民税均等割の改正

税率区分の基準である資本金等の額に無償増減資等の金額を加減算する措置を講ずるとともに、当該資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とする（事業税の資本割の計算においても同様とする）。

【一】★

税務調査において税務当局が圧倒的に有利になります。

【増税】★

外形課税（付加価値割、資本割）の税率の比率を増やし、所得課税（所得割）の比率を減らすことによって、法人実効税率を引き下げます。

資本金 1 億円以下の法人については改正の影響はありません。

自己株式の取得及び消却により資本金等の額がゼロないし僅少となり、均等割の金額が減少する結果となっていました。自己株式消却の影響を排除することにより税率区分の基準を見直します。

より詳しい情報、個別の事案に関しては当法人までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

税理士法人 KOTAKA 税理士 小高育幸

Tel.044-440-3017